

平成21年6月9日

株主の皆さまへ

神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

株式会社 **みなと銀行**

取締役頭取 藪本信裕

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当行第10期定時株主総会を後記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月25日午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号
当行本店 9階会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項 (1) 第10期 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで) 事業報告及び
計算書類の内容報告の件
(2) 第10期 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで) 連結計算書類
の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計
算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載す  
べき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ホームペ  
ージ (<http://www.minatobk.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

## 第10期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで) 事業報告

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

##### 【企業集団の主要な事業内容】

当行グループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務、リース業務、事務処理代行業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

##### 【金融経済環境】

平成20年度の兵庫県経済は、年度初めには緩やかながら拡大傾向にあったものの、9月以降の世界的な金融危機を背景に企業の景況感急速に悪化しました。景気の牽引役であった輸出が年度後半大幅な減少に転じ、鋳工業生産の減少幅が拡大しました。そうした下で、企業の設備投資の先送りが見られました。また、住宅投資は減少し、雇用情勢が次第に厳しさを増す中で個人消費は弱い動きで推移しました。

##### 【企業集団の事業の経過及び成果】

このような環境下、当行グループは「みなとブランドの醸成」「顧客ニーズ対応力の強化」ならびに「経営管理態勢の強化」を図るべく、中期経営計画「MINATO 10 (テン)」の諸施策を推進した結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

当連結会計年度の経常収益は、投資信託等の資産運用商品の販売減少等により役務取引等収益が減少したこと等から、前年度比68億円減少の748億円となりました。また預金利息が増加したことに加え、貸倒引当金繰入が大幅に増加した結果、経常利益は前年度比177億円減少し、90億円の損失となりました。

また、当期純利益は、前年度比150億円減少し、93億円の損失となりました。

##### [当行の事業の経過及び成果]

##### ・預 金

米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱等の影響により、顧客の安定運用指向が高まったことから投資信託等の資産運用商品から定期預金等への流入が見られ、前期末比

657億円増加し、当期末残高は2兆6,214億円となりました。

- ・貸出金

住宅ローンを中心とした個人向け貸出に積極的に取り組みした結果、貸出金全体では前期末比135億円増加し、当期末残高は2兆2,498億円となりました。

- ・有価証券

前期末比872億円増加し、当期末残高は4,711億円となりました。

- ・総資産

前期末比648億円増加し、当期末残高は2兆8,594億円となりました。

- ・内国為替取扱高

期中1,602億円減少し、11兆2,888億円となりました。

- ・外国為替取扱高

期中2億47百万ドル増加し、20億58百万ドルとなりました。

- ・損益状況

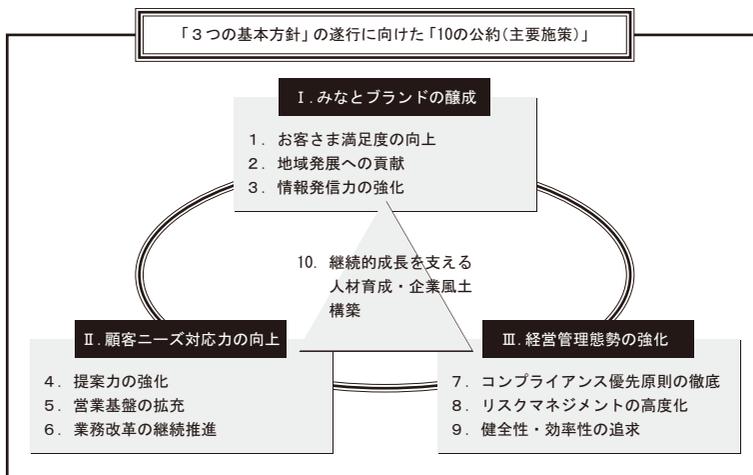
貸出金利息は、住宅ローンを中心に残高は順調に増加したものの、利回りの低下が進んだことから前期比7億円の減少となりました。また、役務取引等収益についても投資信託等の販売が低調に推移したことから前期比29億円の減少となりました。一方、国債等の有価証券の売却益は前期比8億円増加した結果、経常収益は前期比42億円減少の693億円となりました。

一方、長期化する景気低迷の影響による企業業績の悪化や地価の下落を受けて、貸倒引当金繰入額が前期比128億円増加した結果、経常利益は91億円の損失となりました。

また、当期純利益は、前期比130億円減少し、88億円の損失となりました。

## 【企業集団の対処すべき課題】

当行グループは、平成20年度より「Ⅰ. みなとブランドの醸成、Ⅱ. 顧客ニーズ対応力の向上、Ⅲ. 経営管理態勢の強化」の3つを基本方針とする新しい中期経営計画「MINATO 10 (テン)」～Next Stageに向けて～(平成20年度～平成22年度)をスタートさせました。この3年間を「お客さま」「地域」「株主の皆さま」「従業員」から、真に「信頼される地域のコアバンク」を具現化するための礎を築く期間と位置付け、その遂行に向けた「10の公約(主要施策)」を掲げ推進しております。



金融機関を取り巻く経営環境は、サブプライムローン問題に端を發したアメリカ発の金融危機が实体经济にも影響を及ぼし、取引先企業の倒産や業績悪化による与信費用の増加等、厳しい状況が続いております。こうした環境を踏まえ、当期は審査体制の見直しや人員増強により、個別与信先のモニタリング体制、大口与信先の集中審査体制、企業再生支援体制などを強化し、集中リスクの管理強化や業種別リスクの早期把握による貸出金ポートフォリオの再構築を進めるなど与信費用の抑制に努めてまいりました。

さらに、当期につきましては、景気回復が見通せない状況において、より厳しい経営環境を想定し、財務体質の一層の強化と資産の健全化を図り、平成21年度以降の業績回復を確かなものとすべく、より保守的な不良債権処理を実施いたしました。その結果、88億円の当期純損失となりましたことから、誠に遺憾ながら当期の配当につきましては、

無配とさせていただくことといたしております。

今後は、業績の回復に向けて、債務者実態の迅速・的確な把握、具体的アクションによる「与信費用の圧縮」をはじめ、総合取引の推進、信用リスクに見合った貸出収益の確保による「収入の増加」や「経費の削減」といった『3つの対策』を徹底して取り組んでまいります。

当行グループは、おかげさまで平成21年4月1日、発足10周年の節目の年を迎えました。今後ともお客さまの幅広いニーズにお応えしていくため、金融サービスの拡充に努めるとともに、三井住友銀行グループの地域金融機関として、金融・情報サービスの提供を通じて、地域に貢献してまいります。

なお、平成21年度はこれらの施策を着実に実行することにより業績の回復が見込まれるため、復配の予定でございます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご厚情とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

### イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

|                        | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 連結経常収益                 | 797    | 757    | 816    | 748    |
| 連結経常利益<br>(又は連結経常損失)   | 117    | 121    | 87     | △ 90   |
| 連結当期純利益<br>(又は連結当期純損失) | 55     | 69     | 57     | △ 93   |
| 連結純資産額                 | 872    | 1,000  | 998    | 887    |
| 連結総資産                  | 27,429 | 27,497 | 28,102 | 28,729 |

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

|                                | 平成17年度        | 平成18年度        | 平成19年度        | 平成20年度         |
|--------------------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 預 金                            | 25,014        | 24,972        | 25,557        | 26,214         |
| 定期性預金                          | 10,318        | 10,078        | 10,661        | 11,344         |
| その他                            | 14,695        | 14,894        | 14,896        | 14,870         |
| 社 債<br>(長期信用銀行債等を除く。)          | —             | 50            | 50            | 50             |
| 貸 出 金                          | 21,166        | 21,796        | 22,363        | 22,498         |
| 個人向け                           | 6,477         | 6,507         | 6,501         | 6,408          |
| 中小企業向け                         | 11,449        | 12,051        | 12,252        | 11,953         |
| その他                            | 3,238         | 3,237         | 3,609         | 4,137          |
| 商品有価証券                         | 3             | 7             | 4             | 5              |
| 有 価 証 券                        | 4,041         | 3,997         | 3,839         | 4,711          |
| 国 債                            | 1,853         | 2,381         | 1,302         | 2,142          |
| その他                            | 2,187         | 1,615         | 2,536         | 2,569          |
| 総 資 産                          | 27,307        | 27,346        | 27,946        | 28,594         |
| 内国為替取扱高                        | 113,647       | 114,746       | 114,490       | 112,888        |
| 外国為替取扱高                        | 百万ドル<br>1,274 | 百万ドル<br>1,450 | 百万ドル<br>1,811 | 百万ドル<br>2,058  |
| 経 常 利 益<br>(又は経常損失)            | 百万円<br>9,614  | 百万円<br>10,368 | 百万円<br>7,342  | 百万円<br>△ 9,182 |
| 当 期 純 利 益<br>(又は当期純損失)         | 百万円<br>4,744  | 百万円<br>5,577  | 百万円<br>4,229  | 百万円<br>△ 8,850 |
| 1株当たりの当期純利益<br>(又は1株当たりの当期純損失) | 12円40銭        | 14円25銭        | 10円30銭        | △ 21円55銭       |

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たりの当期純利益（又は1株当たりの当期純損失）は、当期純利益（又は当期純損失）を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

なお、期中の平均発行済株式数は自己株式を除いて計算しております。

### (3) 企業集団の使用人の状況

#### イ. 企業集団における使用人数

|      | 当 年 度 末 |       | 前 年 度 末 |      |       |
|------|---------|-------|---------|------|-------|
|      | 銀行業     | その他事業 | 銀行業     | リース業 | その他事業 |
| 使用人数 | 2,298人  | 98人   | 2,185人  | 14人  | 90人   |

- 注1. 使用人数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。  
 なお、取締役を兼務しない執行役員は使用人数に含んでおりません。
2. 事業区分の方法については「リース業」の全セグメントに占める割合が低下したため、当年度より「その他事業」に含めて表示しております。  
 なお、従来の「リース業」における使用人数は18人であります。

#### ロ. 当行の使用人数

|         | 当 年 度 末 | 前 年 度 末 |
|---------|---------|---------|
| 使 用 人 数 | 2,020人  | 1,879人  |
| 平 均 年 齢 | 41年1月   | 41年4月   |
| 平均勤続年数  | 15年1月   | 15年6月   |
| 平均年間給与  | 5,995千円 | 6,091千円 |

- 注1. 使用人数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。  
 なお、取締役を兼務しない執行役員は使用人数に含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与の算出には、他社から当行への出向者を含んでおりません。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ. 企業集団の主要な営業所

##### ① 銀行業

##### 株式会社みなと銀行

兵庫県：本店営業部、伊丹支店、尼崎支店、西宮支店、住吉支店、水道筋支店、三宮支店、兵庫支店、大橋支店、明石支店、三木支店、加古川支店、姫路支店、洲本支店

大阪府：大阪支店、梅田支店

東京都：東京支店

海 外：上海駐在員事務所

みなとビジネスサービス株式会社 (本社：神戸市)

みなとモーゲージサービス株式会社 (本社：神戸市)

みなと保証株式会社 (本社：神戸市)

② その他事業

|              |          |
|--------------|----------|
| みなとリース株式会社   | (本社：神戸市) |
| 株式会社みなとカード   | (本社：神戸市) |
| みなとシステム株式会社  | (本社：神戸市) |
| みなとキャピタル株式会社 | (本社：神戸市) |

ロ. 当行の営業所の状況

① 営業所数の推移

|       | 当 年 度 末              | 前 年 度 末              |
|-------|----------------------|----------------------|
| 兵 庫 県 | 店 うち出張所<br>103 ( 7 ) | 店 うち出張所<br>104 ( 8 ) |
| 大 阪 府 | 4 ( 1 )              | 4 ( 1 )              |
| 東 京 都 | 1 ( - )              | 1 ( - )              |
| 合 計   | 108 ( 8 )            | 109 ( 9 )            |

- 注1. 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備を77か所（前年度末107か所）設置しております。  
 2. 上記のほか、駐在員事務所を1か所設置しております。

② 当年度新設営業所  
該当ありません。

- 注1. 当年度において、店舗外現金自動設備として、六甲道支店阪急六甲出張所、兵庫支店兵庫駅前出張所を新設いたしました。  
 2. 当年度において、店舗外現金自動設備のうち、兵庫支店水木通出張所、二見支店二見北出張所、東加古川支店加古川サティ出張所、相生支店コープデイズ相生出張所、津名支店アル・クリオ出張所、長田支店山陽長田ビル出張所、西明石支店西明石駅前出張所、岩岡支店コープ大久保出張所、土山支店ジャスコ土山店出張所、土山支店イトーヨーカドー明石店出張所、三木支店ジャスコ三木店出張所、姫路支店フェスタガーデン出張所、北野坂支店新神戸オーバ出張所、春日野道支店かすがの坂出張所、水道筋支店グルメシティ灘店出張所、尼崎支店グルメシティ西大島店出張所、鳴尾支店甲子園五番町出張所、芦屋駅前支店阪急芦屋川駅前出張所、梅田支店三国出張所、谷上支店コープ花山出張所、藤原台支店北神皇和台出張所、武庫之荘支店西武庫出張所、芦屋駅前支店市立芦屋病院出張所、宝塚支店中山出張所、三田支店フラワータウン出張所、本荘支店コープ播磨出張所、稲美支店コープ稲美出張所、加古川支店加古川市役所出張所、三木支店三木市役所出張所、加西支店加西市役所出張所、社支店公立社総合病院出張所、津名支店津名北出張所を廃止いたしました。  
 3. 当年度において、六甲道支店阪急六甲出張所を廃止いたしました。

## (5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位：百万円)

| 事業セグメント   | 金 額   |
|-----------|-------|
| 銀 行 業     | 2,935 |
| そ の 他 事 業 | 116   |
| 合 計       | 3,051 |

注 事業区分の方法については「リース業」の全セグメントに占める割合が低下したため当年度より「その他事業」に含めて表示しております。なお、従来の「リース業」における設備投資の金額は43百万円であります。

ロ. 重要な設備の新設等 (単位：百万円)

| 事業セグメント | 内 容       | 金 額 |
|---------|-----------|-----|
| 銀 行 業   | 兵庫支店 新築工事 | 492 |

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

| 会 社 名               | 所 在 地             | 主要業務内容                 | 設 立<br>年 月 日   | 資本金              | 親会社が有する<br>当行の<br>議決権比率 |
|---------------------|-------------------|------------------------|----------------|------------------|-------------------------|
| 株式会社三井住友フィナンシャルグループ | 東京都千代田区有楽町1丁目1番2号 | 傘下子会社の経営管理並びにそれに付帯する業務 | 平成14年<br>12月2日 | 1,420,877<br>百万円 | —<br>(46.34%)           |
| 株式会社三井住友銀行          | 東京都千代田区有楽町1丁目1番2号 | 銀行業務                   | 平成8年<br>6月6日   | 664,986<br>百万円   | 45.10%<br>(1.23%)       |

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 議決権比率欄の( )内は親会社による間接議決権比率であります。

3. 親会社が有する当行の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

ロ. 子会社等の状況

連結される子会社及び子法人等は 8 社 5 組合であり、その概況は次のとおりであります。

| 会社名                                     | 所在地                                                                                         | 主要業務内容           | 設立年月日      | 資本金      | 当行が有する子会社等の議決権比率   |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------|----------|--------------------|
| みなとビジネスサービス株式会社                         | 神戸市中央区伊藤町107番地の1                                                                            | 事務処理代行業務他        | 昭和57年9月24日 | 20百万円    | 100.00%            |
| みなとモーゲージサービス株式会社                        | 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号                                                                            | 不動産調査業務          | 平成元年7月17日  | 30百万円    | 100.00%            |
| みなと保証株式会社                               | 神戸市中央区伊藤町107番地の1                                                                            | 信用保証業務           | 昭和58年5月26日 | 1,780百万円 | 100.00%            |
| みなとリース株式会社                              | 神戸市中央区伊藤町107番地の1                                                                            | リース業務、ファクタリング業務他 | 昭和59年6月21日 | 30百万円    | 5.00%<br>(56.00%)  |
| 株式会社みなとカード                              | 神戸市中央区伊藤町107番地の1                                                                            | クレジットカード業務他      | 平成2年7月11日  | 350百万円   | 5.00%<br>(91.89%)  |
| みなとシステム株式会社                             | 神戸市中央区伊藤町108番地                                                                              | コンピュータ関連業務他      | 平成11年3月24日 | 50百万円    | 5.00%<br>(95.00%)  |
| みなとキャピタル株式会社                            | 神戸市中央区伊藤町107番地の1                                                                            | ベンチャーキャピタル業務他    | 平成12年6月23日 | 250百万円   | 70.00%<br>(30.00%) |
| Minato Preferred Capital Cayman Limited | P.O Box 309GT, Uglund House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands | 証券業務             | 平成19年9月6日  | 0百万円     | 100.00%            |
| その他投資事業有限責任組合5組合                        |                                                                                             |                  |            |          |                    |

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 議決権比率欄の( )内は子会社及び子法人等による間接議決権比率であります。  
 3. 子会社及び子法人等の定義は、銀行法第2条8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。  
 4. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### (重要な業務提携の概況)

1. 第二地銀協地銀44行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称SCS)を行っております。
2. 第二地銀協地銀44行、都市銀行6行、信託銀行4行、地方銀行64行、信用金庫280金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合140組合(全信組連を含む)、系統農協・信漁連822(農林中金、信連を含む)、労働金庫14金庫(労金連を含む)との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称MICS)を行っております。
3. 第二地銀協地銀44行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス(略称SDS)を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS接続方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し、現金自動預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社三井住友銀行との提携により、現金自動設備の相互開放(当行と株式会社三井住友銀行の現金自動設備の相互利用による現金自動引出しを手数料無料扱いで取扱(時間外手数料を除く))及び現金自動設備等による振込手数料の相互本支店扱い(両行相互の振込における振込手数料を本支店扱いの手数料で取扱)を行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、CAFIS接続方式で同行の現金自動設備の利用による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称MICS)を行っております。

### (7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の様況

(年度末現在)

| 氏名            | 地位                | 担当                                | 重要な兼職                             |
|---------------|-------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| ☆藪本 信裕        | 取締役頭取<br>(代表取締役)  | 監査部担当                             | 神戸商工会館株式会社 監査役                    |
| ☆尾野 俊二        | 取締役副頭取<br>(代表取締役) | 審査企画部・審査第一部・審査第三部・市場金融部担当         |                                   |
| 竹内 健二         | 専務取締役<br>(代表取締役)  | 企画部・パーゼルII推進部・証券国際事務部・事務部・システム部担当 |                                   |
| 藤原 博          | 常務取締役             | コンプライアンス統括部・人事部・総務部担当             |                                   |
| 今西 昭文         | 常務取締役             |                                   | 畿内総合信用保証株式会社 取締役                  |
| ☆井上 嗣朗        | 常務取締役             | リスク統括部・審査第二部・審査管理部担当              |                                   |
| 太田 敏郎         | 取締役<br>(社外役員)     |                                   | 株式会社ノーリツ 名誉会長                     |
| 庵原 敬吾         | 常勤監査役             |                                   |                                   |
| ※今橋 正隆        | 常勤監査役             |                                   |                                   |
| 岡田 信吾         | 監査役<br>(社外役員)     |                                   | 星光ビル管理株式会社 代表取締役社長・南海電気鉄道株式会社 監査役 |
| 津田 貞之         | 監査役<br>(社外役員)     |                                   | 財団法人兵庫県国際交流協会 顧問                  |
| ※長手 務         | 監査役<br>(社外役員)     |                                   | 財団法人神戸市防災安全公社 理事長                 |
| (当年度中に退任した役員) |                   |                                   |                                   |
| 永原 修二         | 取締役               | 平成20年6月27日退任                      |                                   |
| 山井 武雄         | 常勤監査役             | 平成20年6月27日辞任                      |                                   |
| 細目 正璋         | 監査役               | 平成20年6月27日退任                      |                                   |

- 注1. 上表※印の取締役及び監査役は、平成20年6月27日開催の第9期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 当年度中に退任した役員の地位は退任時のものであります。
3. 上表☆印の取締役は、執行役員を兼務しております。
4. 平成21年4月1日付で竹内健二は代表取締役専務から取締役に、藤原博は常務取締役から取締役に、今西昭文は常務取締役から取締役に変更となっております。また平成21年4月30日付で今西昭文は取締役を辞任しております。
5. 平成21年4月1日付で本部組織の改正を行い、上表のパーゼルII推進部は、リスク統括部に統合しております。

(参考) 当行は、平成12年6月29日より執行役員制度を導入しております。各執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)の地位、氏名及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

| 氏 名     | 地 位    | 担 当                                 |
|---------|--------|-------------------------------------|
| 吉 田 博 己 | 常務執行役員 | 営業統括部長、ＣＳ部・法人業務部・資産運用サポート部・個人ローン部担当 |
| 森 薫     | 常務執行役員 | 市場金融部長                              |
| 後 藤 盛 次 | 常務執行役員 | 本店営業部長                              |
| 正 木 誠 司 | 執行役員   | 審査第一部長                              |
| 小 原 泰 樹 | 執行役員   | 総務部長                                |
| 須 方 輝   | 執行役員   | 姫路支店長兼姫路中央支店長                       |
| 渡 辺 真 悟 | 執行役員   | 審査第二部長                              |

- 注1. 平成21年3月25日開催の取締役会において、同4月1日付で、常務執行役員吉田博己は常務執行役員営業統括部長から常務執行役員営業統括部長兼個人業務部長(なお、同5月1日付で個人業務部長を兼務解除となっております)に、常務執行役員森薫は常務執行役員市場金融部長から常務執行役員に、常務執行役員後藤盛次は、常務執行役員本店営業部長から常務執行役員に、執行役員正木誠司は、執行役員審査第一部長から常務執行役員に変更となっております。
- また、平成21年4月1日付で吉田裕康が執行役員東京支店長兼企画部東京事務所長に、岡田好記が執行役員システム部長に、安国尚史が執行役員本店営業部長に、佐園憲之が執行役員大阪支店長に、押条徹夫が執行役員梅田支店長に就任いたしました。
2. 丸尾秀樹、原一馬、菱田信之及び水嶋輝雄の各氏は平成21年3月31日に辞任により、それぞれ執行役員を退任いたしました。
3. 平成21年4月1日付で本部組織の改正を行い、上表の資産運用サポート部、個人ローン部は、個人業務部となっております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

| 区 分 | 支給人員 | 報酬等    |
|-----|------|--------|
| 取締役 | 8名   | 138百万円 |
| 監査役 | 7名   | 37百万円  |
| 計   | 15名  | 175百万円 |

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬限度額は平成12年6月29日開催の定時株主総会において、報酬月額22百万円以内と定めております。
3. 監査役の報酬限度額は平成10年12月22開催の臨時株主総会において、報酬月額6百万円以内と定めております。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額24百万円（取締役21百万円、監査役3百万円）を含んでおります。
5. 上記支給人員および報酬等の額には、平成20年6月27日開催の定時株主総会終結時をもって退任いたしました取締役1名、監査役1名および辞任いたしました監査役1名を含んでおります。
6. 上記のほか、平成20年6月27日開催の定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- ・退任取締役 1名 20百万円
  - ・退任監査役 2名 7百万円
  - ・上記のうち社外監査役1名に対し、1百万円
- 各金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額25百万円（取締役分18百万円、監査役分6百万円（うち社外監査役分1百万円））が含まれております。
7. 当事業年度末現在の人員は取締役7名、監査役5名であります。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼任その他の状況

(年度末現在)

| 氏 名     | 兼 任 そ の 他 の 状 況                            |
|---------|--------------------------------------------|
| 太 田 敏 郎 | 株式会社ノーリツ 名誉会長                              |
| 岡 田 信 吾 | 星光ビル管理株式会社 代表取締役社長<br>南海電気鉄道株式会社 監査役（社外役員） |
| 津 田 貞 之 | 財団法人兵庫県国際交流協会 顧問                           |
| 長 手 務   | 財団法人神戸市防災安全公社 理事長                          |

## (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏 名     | 在任期間              | 取締役会等への出席状況                                                                                              | 取締役会等における発言<br>その他の活動状況                                                                            |
|---------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 太 田 敏 郎 | 平成11年4月<br>～現在に至る | 当事業年度開催<br>の取締役会12回<br>中、8回出席し<br>ております。                                                                 | 取締役会において、企業経営に長年携<br>わった経験と見識に基づき、ガバナン<br>スに関することから経営全般に至るま<br>で幅広い事項について、必要に応じ発<br>言を行っております。     |
| 岡 田 信 吾 | 平成14年6月<br>～現在に至る | 当事業年度開催<br>の取締役会12回<br>中、11回出席し<br>ております。<br>当事業年度開催<br>の監査役会13回<br>中、13回出席し<br>ております。                   | 取締役会及び監査役会において、他社<br>の代表取締役としての経験と見識に基<br>づき、法令等遵守態勢や信用リスク管<br>理態勢の強化等に関し、必要に応じて<br>有用な発言を行っております。 |
| 津 田 貞 之 | 平成15年6月<br>～現在に至る | 当事業年度開催<br>の取締役会12回<br>中、12回出席し<br>ております。<br>当事業年度開催<br>の監査役会13回<br>中、13回出席し<br>ております。                   | 取締役会及び監査役会において、行政<br>に携わった経験と見識に基づき、法令<br>等遵守態勢や信用リスク管理態勢の強<br>化等に関し、必要に応じて有用な発言<br>を行っております。      |
| 長 手 務   | 平成20年6月<br>～現在に至る | 当事業年度開催<br>の取締役会9回<br>中、9回出席し<br>ております。<br>当事業年度開催<br>の監査役会9回<br>中、9回出席し<br>ております。<br>(平成20年6月<br>27日就任) | 取締役会及び監査役会において、行政<br>に携わった経験と見識に基づき、法令<br>等遵守態勢や信用リスク管理態勢の強<br>化等に関し、必要に応じて有用な発言<br>を行っております。      |

## (3) 責任限定契約

| 氏 名     | 責任限定契約の内容の概要                                                                                                      |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 太 田 敏 郎 | 当行と会社法第423条第1項の賠償責任について、会社<br>法第427条第1項に基づき責任を限定する契約を締結し<br>ており、当該契約に基づく、賠償の限度額は報酬等の2<br>年分で、法令が規定する最低責任限度額であります。 |
| 岡 田 信 吾 |                                                                                                                   |
| 津 田 貞 之 |                                                                                                                   |
| 長 手 務   |                                                                                                                   |

#### (4) 社外役員に対する報酬等

|        |      |              |
|--------|------|--------------|
|        | 支給人員 | 銀行から受けている報酬等 |
| 報酬等の合計 | 5名   | 11百万円        |

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 銀行の親会社からの報酬等はありません。  
 3. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額0百万円（取締役0百万円、監査役0百万円）を含んでおります。  
 4. 上記支給人員および報酬等の額には、平成20年6月27日開催の定時株主総会終結時をもって退任いたしました監査役1名を含んでおります。  
 5. 上記のほか、平成20年6月27日開催の定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。  
     ・退任監査役 1名 1百万円  
     金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額1百万円が含まれております。  
 6. 当事業年度末現在の人員は取締役1名、監査役3名であります。

#### 4. 当行の株式に関する事項

##### (1) 株式数

|           |      |           |
|-----------|------|-----------|
| 発行する株式の総数 | 普通株式 | 900,000千株 |
|           | 優先株式 | 100,000千株 |
| 発行済株式の総数  | 普通株式 | 410,940千株 |

##### (2) 当年度末株主数

10,236名

##### (3) 大株主

| 株主の氏名又は名称  | 当行への出資状況  |        |
|------------|-----------|--------|
|            | 持株数等      | 持株比率   |
| 株式会社三井住友銀行 | 184,828千株 | 44.97% |

- 注1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 株式会社三井住友銀行の当行への出資状況には、同行が退職給付信託の信託財産として拠出し、議決権行使の指図権を留保している当行株式165,500千株（持株比率40.27%）を含んでおります。  
 なお、株主名簿上の名義は「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（中央三井アセット信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）」であります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

| 名 称     | 指定社員                    | 当該事業年度に係る報酬等 |
|---------|-------------------------|--------------|
| あずさ監査法人 | 中谷 紀之<br>常本 良治<br>河崎 雄亮 | 56百万円        |

注 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は64百万円であります。

### (2) 会計監査人に関するその他の事項

#### ・会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第340条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の同意又は請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保する体制

当行が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」は次のとおりであります。

- (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
  - ① 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会でコンプライアンス・ガイド等を制定し、役職員がこれを遵守する。
  - ② 当行におけるコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。
  - ③ 当行及び役職員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
  - ④ 上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を取締役会、経営会議等に対して報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
  - ① 取締役の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティ規範及び情報・文書管理規程等に則り、適切な保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
  - ① 当行の損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項をリスク管理基本規程として定め、リスク管理担当部署は同規程に則り、各種リスク管理の基本方針を策定する。
  - ② 担当役員、各リスク管理の担当部署及び企画部は、上記①において承認されたリスク管理の基本方針に基づいてリスク管理を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
  - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。
  - ② 各取締役が適切に職務の執行を分担すると共に、組織・職務権限等に関する規程を定め、これらの規程に則った適切な権限委譲を行う。

- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- ① 当行グループの業務の適正を確保するため、経営上の基本方針ならびに基本的計画を策定する。
  - ② 当行グループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、コンプライアンス取組に関する関係会社規則を定め、同規則に則った適切な管理を行う。
  - ③ 当行グループ内における取引等の公正性及び適切性を確保するため、グループ会社間の取引等に係る方針をグループ内取引管理規則として定め、同規則に基づいた運営及び管理を行う。
  - ④ 必要に応じて、株式会社三井住友フィナンシャルグループならびに株式会社三井住友銀行と連携して体制整備を行う。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人の体制、取締役からの独立について
- ① 監査役の監査業務の遂行を補助するために、監査役室を置く。
  - ② 監査役室の使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。
- (7) 役職員が監査役に報告するための体制等に係る事項について
- ① 役職員は、当行もしくはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査役に対し報告する。
  - ② 役職員は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。
- (8) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項について
- ① 内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。
  - ② 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。

# 第10期末 (平成21年 3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目    | 金 額       | 科 目          | 金 額       |
|--------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部) |           | (負債の部)       |           |
| 現金預け   | 43,503    | 預金           | 2,621,453 |
| 現金     | 29,860    | 当座預金         | 124,043   |
| 預け     | 13,642    | 普通預金         | 1,282,243 |
| 商品     | 28,323    | 貯蓄預金         | 27,097    |
| 一口     | 512       | 通知預金         | 11,404    |
| 商品     | 242       | 定期預金         | 1,133,216 |
| 商      | 270       | 積            | 1,187     |
| 有価     | 471,184   | その他の預金       | 42,260    |
| 地方     | 214,272   | 譲渡性の預金       | 2,706     |
| 債      | 105,426   | 一時的預金        | 1,000     |
| 債      | 5,997     | 債券貸借取引受入担保金  | 16,096    |
| 債      | 104,598   | 借入金          | 57,594    |
| 式      | 17,848    | 外国為替         | 57,594    |
| 証券     | 23,041    | 外国他店         | 105       |
| 金      | 2,249,888 | 外売           | 85        |
| 形      | 36,315    | 渡外           | 13        |
| 付      | 134,649   | 払外国          | 6         |
| 付      | 1,863,934 | 未払           | 5,000     |
| 越      | 214,988   | 社の他負債        | 45,452    |
| 替      | 5,564     | 未決           | 91        |
| 預      | 1,243     | 未払           | 122       |
| け      | 698       | 未払           | 3,712     |
| 替      | 3,622     | 未前           | 1,769     |
| 為      | 21,491    | 給付           | 2         |
| 替      | 93        | 融一           | 6,981     |
| 貸      | 2,427     | 有価           | 276       |
| 用      | 2,761     | 証券           | 31,531    |
| 益      | 8,099     | の他           | 964       |
| 品      | 8,110     | 賞与引当         | 666       |
| 産      | 34,936    | 退職給付引当       | 3,769     |
| 産      | 14,920    | 役員退職慰労引当     | 208       |
| 物      | 17,460    | 預金払          | 576       |
| 地      | 276       | 負債の部合計       | 2,772,199 |
| 産      | 3         |              |           |
| 定      | 2,275     | (純資産の部)      |           |
| 資      | 3,835     | 資本           | 27,484    |
| 産      | 2,805     | 本剰余金         | 49,483    |
| ア      | 1,029     | 資本準備金        | 27,430    |
| エ      | 18,253    | の他資本剰余金      | 22,053    |
| 資      | 17,570    | 資本及          | 22,053    |
| 産      | 17,570    | 資本準備金減少      | 22,053    |
| 返      | △ 35,664  | 利益剰余金        | 10,799    |
| 金      |           | 利益準備金        | 53        |
|        |           | の他利益剰余金      | 10,745    |
|        |           | 別途積立         | 2,325     |
|        |           | 繰越利益剰余       | 8,420     |
|        |           | 自己株          | △ 121     |
|        |           | 株主資本合計       | 87,645    |
|        |           | その他有価証券評価差額金 | △ 514     |
|        |           | 繰延ヘッジ損益      | 69        |
|        |           | 評価・換算差額等合計   | △ 445     |
|        |           | 純資産の部合計      | 87,200    |
| 資産の部合計 | 2,859,400 | 負債及び純資産の部合計  | 2,859,400 |

# 第10期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目        | 金 額    |
|------------|--------|
| 経常収益       | 69,349 |
| 資金運用収益     | 54,236 |
| 貸出金利息      | 49,039 |
| 有価証券利息配当金  | 4,564  |
| コールローン利息   | 259    |
| 買現先利息      | 85     |
| 債券貸借取引受入利息 | 8      |
| 買入手形利息     | 0      |
| 預け金利息      | 1      |
| その他の受入利息   | 275    |
| 役務取引等収益    | 10,263 |
| 受入為替手数料    | 3,272  |
| その他の役務収益   | 6,990  |
| その他業務収益    | 3,064  |
| 外国為替売買益    | 808    |
| 商品有価証券売買益  | 12     |
| 国債等債券売却益   | 2,153  |
| 金融派生商品収益   | 89     |
| その他の業務収益   | 0      |
| その他経常収益    | 1,784  |
| 株式等売却益     | 9      |
| その他の経常収益   | 1,775  |
| 経常費用       | 78,531 |
| 資金調達費用     | 8,662  |
| 預金利息       | 6,512  |
| 譲渡性預金利息    | 122    |
| コールマネー利息   | 0      |
| 債券貸借取引支払利息 | 67     |
| 借入金利息      | 1,682  |
| 社債利息       | 125    |
| 金利スワップ支払利息 | 136    |
| その他の支払利息   | 15     |
| 役務取引等費用    | 3,753  |
| 支払為替手数料    | 675    |
| その他の役務費用   | 3,078  |
| その他業務費用    | 508    |
| 国債等債券売却損   | 508    |
| 営業経費       | 33,666 |
| その他経常費用    | 31,939 |
| 貸倒引当金繰入額   | 29,686 |
| 貸出金償却      | 6      |
| 株式等売却損     | 5      |
| 株式等償却      | 1,385  |
| その他の経常費用   | 855    |
| 経常損失       | 9,182  |

| 科 目                   | 金              | 額                                |
|-----------------------|----------------|----------------------------------|
| 特 別 利 益               |                | 20                               |
| 償 却 債 権 取 立           | <u>20</u>      |                                  |
| 特 別 損 失               |                | 918                              |
| 固 定 資 産 処 分           | 691            |                                  |
| 減 損                   | <u>226</u>     |                                  |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |                | <u>10,080</u>                    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 61             |                                  |
| 法 人 税 等 調 整 額         | $\Delta$ 1,290 |                                  |
| 法 人 税 等 合 計           |                | <u><math>\Delta</math> 1,229</u> |
| 当 期 純 損 失             |                | <u>8,850</u>                     |

第10期 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで) 株主資本等変動計算書  
(単位: 百万円)

| 科 目 |   |   |   | 金 額      |
|-----|---|---|---|----------|
| 株   | 主 | 資 | 本 |          |
| 資   | 前 | 本 | 金 |          |
| 前   | 期 | 末 | 高 | 27,484   |
| 当   | 期 | 変 | 額 |          |
| 当   | 期 | 動 | 計 | —        |
| 資   | 期 | 額 | 高 | 27,484   |
| 資   | 本 | 末 | 金 |          |
| 前   | 本 | 剩 | 高 | 27,430   |
| 当   | 期 | 準 | 額 |          |
| 当   | 期 | 備 | 計 | —        |
| 当   | 期 | 残 | 高 | 27,430   |
| そ   | の | 資 | 金 |          |
| 前   | 他 | 本 | 高 | 22,053   |
| 当   | 期 | 末 | 額 |          |
| 当   | 期 | 変 | 計 | —        |
| 資   | 期 | 動 | 高 | 22,053   |
| 前   | 期 | 額 | 計 |          |
| 当   | 本 | 余 | 高 | 49,483   |
| 当   | 期 | 金 | 額 |          |
| 当   | 期 | 末 | 計 | —        |
| 利   | 益 | 剩 | 高 | 49,483   |
| 前   | 益 | 準 | 金 |          |
| 当   | 期 | 備 | 高 | 53       |
| 当   | 期 | 残 | 額 |          |
| 当   | 期 | 動 | 計 | —        |
| そ   | の | 金 | 高 | 53       |
| 別   | 他 | の | 金 |          |
| 前   | 途 | 配 | 高 |          |
| 当   | 利 | 当 | 額 |          |
| 当   | 益 | 合 | 計 | —        |
| 当   | 積 | 余 | 高 | 53       |
| 線   | 途 | 剰 | 金 |          |
| 前   | 期 | 余 | 高 | 2,325    |
| 当   | 期 | 金 | 額 |          |
| 当   | 期 | 末 | 計 | —        |
| 当   | 期 | 変 | 高 | 2,325    |
| 越   | 利 | 動 | 金 |          |
| 前   | 益 | 額 | 高 | 18,913   |
| 当   | 未 | 残 | 額 |          |
| 当   | 変 | 余 | 計 | —        |
| 当   | 期 | 金 | 高 | 18,913   |
| 利   | 期 | の | 金 |          |
| 前   | 純 | 配 | 高 | △ 1,642  |
| 当   | 損 | 当 | 額 | △ 8,850  |
| 当   | 額 | 合 | 計 | △ 10,492 |
| 当   | 末 | 高 | 計 | 8,420    |
| 利   | 期 | 金 | 高 |          |
| 前   | 期 | 末 | 額 |          |
| 当   | 期 | 変 | 計 | 21,291   |
| 当   | 期 | 動 | 高 |          |
| 当   | 期 | 額 | 金 |          |
| 当   | 期 | の | 高 | △ 1,642  |
| 当   | 期 | 純 | 額 | △ 8,850  |
| 当   | 期 | 損 | 計 | △ 10,492 |
| 当   | 期 | 額 | 高 | 10,799   |
| 当   | 期 | 末 | 計 |          |

| 科 目 |   |   |   | 金 額      |
|-----|---|---|---|----------|
| 自   | 己 | 株 | 式 |          |
| 前   | 期 | 末 | 残 | 高        |
| 当   | 期 | 変 | 動 | 額        |
|     |   |   |   | △ 114    |
| 自   | 己 | 株 | 式 |          |
| 当   | 期 | 変 | 動 | の        |
|     |   |   |   | 取        |
|     |   |   |   | 合        |
|     |   |   |   | △ 6      |
| 当   | 期 | 末 | 残 | 高        |
|     |   |   |   | 計        |
|     |   |   |   | △ 121    |
| 株   | 主 | 資 | 本 |          |
| 前   | 期 | 末 | 残 | 高        |
| 当   | 期 | 変 | 動 | 額        |
|     |   |   |   | 98,144   |
|     | 剩 | 余 | 金 | の        |
|     | 当 | 期 | 純 | 損        |
|     | 自 | 己 | 株 | 式        |
|     | 当 | 期 | 変 | 動        |
|     |   |   |   | の        |
|     |   |   |   | 取        |
|     |   |   |   | 合        |
|     |   |   |   | △ 1,642  |
|     |   |   |   | △ 8,850  |
|     |   |   |   | △ 6      |
| 当   | 期 | 末 | 残 | 高        |
|     |   |   |   | 計        |
|     |   |   |   | △ 10,498 |
| 評   | 価 | ・ | 換 | 算        |
|     |   |   |   | 差        |
|     |   |   |   | 額        |
|     |   |   |   | △ 87,645 |
| そ   | 他 | 有 | 価 | 証        |
| 前   | 期 | 末 | 残 | 差        |
| 当   | 期 | 変 | 動 | 額        |
|     |   |   |   | △ 467    |
|     | 株 | 主 | 資 | 本        |
|     | 当 | 期 | 変 | 動        |
|     |   |   |   | 外        |
|     |   |   |   | の        |
|     |   |   |   | 項        |
|     |   |   |   | 目        |
|     |   |   |   | の        |
|     |   |   |   | 純        |
|     |   |   |   | 額        |
|     |   |   |   | △ 47     |
|     | 当 | 期 | 変 | 動        |
|     |   |   |   | 額        |
|     |   |   |   | 合        |
|     |   |   |   | 計        |
|     |   |   |   | △ 47     |
| 当   | 期 | 末 | 残 | 高        |
|     |   |   |   | 益        |
|     |   |   |   | △ 514    |
| 繰   | 延 | へ | ッ | ジ        |
| 前   | 期 | 末 | 残 | 損        |
| 当   | 期 | 変 | 動 | 額        |
|     |   |   |   | △ 50     |
|     | 株 | 主 | 資 | 本        |
|     | 当 | 期 | 変 | 動        |
|     |   |   |   | 外        |
|     |   |   |   | の        |
|     |   |   |   | 項        |
|     |   |   |   | 目        |
|     |   |   |   | の        |
|     |   |   |   | 純        |
|     |   |   |   | 額        |
|     |   |   |   | 120      |
|     | 当 | 期 | 変 | 動        |
|     |   |   |   | 額        |
|     |   |   |   | 合        |
|     |   |   |   | 計        |
|     |   |   |   | 120      |
| 当   | 期 | 末 | 残 | 高        |
|     |   |   |   | 計        |
|     |   |   |   | 69       |
| 評   | 価 | ・ | 換 | 算        |
|     |   |   |   | 差        |
|     |   |   |   | 額        |
|     |   |   |   | △ 518    |
| 前   | 期 | 末 | 残 | 高        |
| 当   | 期 | 変 | 動 | 額        |
|     |   |   |   | △ 518    |
|     | 株 | 主 | 資 | 本        |
|     | 当 | 期 | 変 | 動        |
|     |   |   |   | 外        |
|     |   |   |   | の        |
|     |   |   |   | 項        |
|     |   |   |   | 目        |
|     |   |   |   | の        |
|     |   |   |   | 純        |
|     |   |   |   | 額        |
|     |   |   |   | 73       |
| 当   | 期 | 末 | 残 | 高        |
|     |   |   |   | 計        |
|     |   |   |   | 73       |
| 純   | 資 | 産 | 合 | 計        |
| 前   | 期 | 末 | 残 | 高        |
| 当   | 期 | 変 | 動 | 額        |
|     |   |   |   | 97,625   |
|     | 剩 | 余 | 金 | の        |
|     | 当 | 期 | 純 | 損        |
|     | 自 | 己 | 株 | 式        |
|     | 当 | 期 | 変 | 動        |
|     |   |   |   | の        |
|     |   |   |   | 取        |
|     |   |   |   | 得        |
|     |   |   |   | △ 6      |
|     | 株 | 主 | 資 | 本        |
|     | 当 | 期 | 変 | 動        |
|     |   |   |   | 外        |
|     |   |   |   | の        |
|     |   |   |   | 項        |
|     |   |   |   | 目        |
|     |   |   |   | の        |
|     |   |   |   | 純        |
|     |   |   |   | 額        |
|     |   |   |   | 73       |
| 当   | 期 | 末 | 残 | 高        |
|     |   |   |   | 計        |
|     |   |   |   | △ 10,425 |
|     |   |   |   | 87,200   |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等（時価のある株式については決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

|   |   |        |        |
|---|---|--------|--------|
| 建 | 物 | 8年～50年 |        |
| そ | の | 他      | 2年～20年 |

#### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価格については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 6. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,738百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

|          |                                                             |
|----------|-------------------------------------------------------------|
| 過去勤務債務   | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理                 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理 |

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 預金払戻引当金

預金払戻引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当事業年度末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。

7. 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、平成19年度末日における未経過リース料期末残高相当額（利息相

当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は276百万円、「その他負債」中のリース債務は276百万円増加しております。また、経常損失、税引前当期純損失に与える影響はありません。

#### 表示方法の変更

「有価証券未払金」は従来、「その他の負債」に含めて表示しておりましたが、資産総額の100分の1を超えたため、区分掲記しております。

なお、前事業年度における「有価証券未払金」の金額は、5,557百万円であります。

#### 追加情報

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、決算日の市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号 平成20年10月28日)を踏まえ、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当事業年度においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ「有価証券」が3,503百万円増加、「繰延税金資産」が1,423百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が2,079百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資（親会社株式を除く） 総額4,327百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は16,609百万円、延滞債権額は64,680百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は498百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,087百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は85,875百万円であります。  
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は37,014百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し貸借対照表に計上した額は、26,608百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産

|       |           |
|-------|-----------|
| 有価証券  | 64,939百万円 |
| 預け金   | 0百万円      |
| その他資産 | 91百万円     |

  
担保資産に対応する債務

|             |           |
|-------------|-----------|
| 預金          | 5,468百万円  |
| コールマネー      | 1,000百万円  |
| 債券貸借取引受入担保金 | 16,096百万円 |

  
上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券53,447百万円及びその他資産（手形交換所保証金）57百万円を差し入れております。  
また、その他資産のうち保証金は3,813百万円あります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、473,170百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が464,930百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残

高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

|                                                                            |           |
|----------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額                                                         | 18,636百万円 |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳                                                            | 81百万円     |
| 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。          |           |
| 13. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。                          |           |
| 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は22,990百万円であります。 |           |
| 15. 1株当たりの純資産額                                                             | 212円42銭   |
| 16. 関係会社に対する金銭債権総額                                                         | 11,484百万円 |
| 17. 関係会社に対する金銭債務総額                                                         | 40,255百万円 |

#### （損益計算書関係）

- 関係会社との取引による収益
 

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 資産運用取引に係る収益総額        | 204百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額         | 487百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 76百万円  |

 関係会社との取引による費用
 

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| 資金調達取引に係る費用総額             | 1,309百万円 |
| 役員取引等に係る費用総額              | 801百万円   |
| その他業務・営業経費・その他経常取引に係る費用総額 | 2,300百万円 |
- 1株当たり当期純損失金額 21円55銭
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式がないのでありません。
- 「その他の経常収益」には、部分直接償却取立益748百万円を含んでおります。
- 「その他の経常費用」には、債権売却損93百万円を含んでおります。
- 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック（連携して営業を行っている営業店グループ）をグルーピングの単位として取扱っており、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。

上記の固定資産のうち、以下の資産については、店舗廃止及び移転による遊休化により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額226百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

| 場所        | 用途 | 種類      | 減損損失額<br>(百万円) |
|-----------|----|---------|----------------|
| 兵庫県明石市    | 遊休 | 土地及び建物等 | 169            |
| 兵庫県神戸市兵庫区 | 遊休 | 建物等     | 57             |
| 計         |    |         | 226            |

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としております。

## (株主資本等変動計算書関係)

## 1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

|      | 前事業年度末<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 | 摘要 |
|------|---------------|----------------|----------------|---------------|----|
| 自己株式 |               |                |                |               |    |
| 普通株式 | 412           | 37             | —              | 449           | 注  |
| 種類株式 | —             | —              | —              | —             |    |
| 合計   | 412           | 37             | —              | 449           |    |

注 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

## (有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

## 1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

|          | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 当事業年度の損益に含まれた<br>評価差額<br>(百万円) |
|----------|-------------------|--------------------------------|
| 売買目的有価証券 | 512               | 6                              |

## 2. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

|      | 取得原価<br>(百万円) | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 評価差額<br>(百万円) | うち益<br>(百万円) | うち損<br>(百万円) |
|------|---------------|-------------------|---------------|--------------|--------------|
| 株式   | 14,439        | 12,636            | △ 1,803       | 857          | 2,660        |
| 債券   | 405,847       | 407,304           | 1,456         | 2,290        | 833          |
| 国債   | 213,354       | 214,272           | 917           | 1,515        | 597          |
| 地方債  | 105,167       | 105,426           | 258           | 384          | 125          |
| 短期社債 | 5,993         | 5,997             | 3             | 3            | —            |
| 社債   | 81,331        | 81,608            | 276           | 387          | 110          |
| その他  | 21,710        | 21,189            | △ 520         | 21           | 542          |
| 合計   | 441,997       | 441,130           | △ 867         | 3,168        | 4,035        |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式については当事業年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、またそれ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額は1,108百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

|                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べて下落      |
| 要注意先            | 時価が取得原価に比べて30%以上下落 |
| 正常先             | 時価が取得原価に比べて50%以上下落 |

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があると思えられる場合を除き、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと思えられる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、決算日の市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号 平成20年10月28日)を踏まえ、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当事業年度においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ「有価証券」が3,503百万円増加、「繰延税金資産」が1,423百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が2,079百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

|         | 売却額<br>(百万円) | 売却益の合計額<br>(百万円) | 売却損の合計額<br>(百万円) |
|---------|--------------|------------------|------------------|
| その他有価証券 | 359,448      | 2,163            | 514              |

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額 (平成21年3月31日現在)

| 内 容                  | 金額 (百万円) |
|----------------------|----------|
| 子会社・子法人等株式等          | 4,327    |
| 子会社・子法人等株式           | 3,728    |
| 子法人等投資事業有限責任組合への出資持分 | 598      |
| その他有価証券              | 25,726   |
| 社債                   | 22,990   |
| 非上場株式                | 1,483    |
| 投資事業有限責任組合等への出資持分    | 1,253    |

5. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成21年3月31日現在）

|      | 1年以内<br>(百万円) | 1年超5年以内<br>(百万円) | 5年超10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 債券   | 52,777        | 254,179          | 86,764            | 36,572        |
| 国債   | —             | 104,532          | 73,167            | 36,572        |
| 地方債  | 24,502        | 75,315           | 5,608             | —             |
| 短期社債 | 5,997         | —                | —                 | —             |
| 社債   | 22,278        | 74,330           | 7,989             | —             |
| その他  | 2,829         | 18,496           | 1,121             | —             |
| 合計   | 55,607        | 272,675          | 87,886            | 36,572        |

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

|              |             |
|--------------|-------------|
| 貸倒引当金        | 17,106 百万円  |
| 退職給付引当金      | 3,139 百万円   |
| 賞与引当金        | 270 百万円     |
| 未払事業税        | 39 百万円      |
| 減価償却額        | 190 百万円     |
| 有価証券償却否認額    | 1,022 百万円   |
| その他有価証券評価差額金 | 352 百万円     |
| 繰越欠損金        | 182 百万円     |
| その他          | 1,093 百万円   |
| 繰延税金資産小計     | 23,397 百万円  |
| 評価性引当額       | △ 3,385 百万円 |
| 繰延税金資産合計     | 20,011 百万円  |
| 繰延税金負債       |             |
| 前払年金費用       | △ 981 百万円   |
| 退職給付信託設定益    | △ 685 百万円   |
| 繰延ヘッジ損益      | △ 47 百万円    |
| その他          | △ 44 百万円    |
| 繰延税金負債合計     | △ 1,758 百万円 |
| 繰延税金資産の純額    | 18,253 百万円  |

## (関連当事者との取引)

| 属性       | 会社名            | 住所         | 資本金            | 事業の内容 | 議決権等の所有割合                      |    |          |
|----------|----------------|------------|----------------|-------|--------------------------------|----|----------|
| 親会社      | 株式会社<br>三井住友銀行 | 東京都千代田区    | 百万円<br>664,986 | 銀行業   | %<br>直接被所有 45.10<br>間接被所有 1.23 |    |          |
|          |                | 関係内容       |                | 取引の内容 | 取引金額                           | 科目 | 期末<br>残高 |
|          |                | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係     |       |                                |    |          |
| 転籍<br>6人 | 銀行<br>業務       | 財務取引       | 百万円<br>-       | 借入金   | 百万円<br>37,000                  |    |          |

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 一般の取引先と同様に決定しております。
2. 借入金は他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

| 属性        | 会社名              | 住所         | 資本金            | 事業の内容     | 議決権等の所有割合                  |    |          |
|-----------|------------------|------------|----------------|-----------|----------------------------|----|----------|
| 兄弟会社<br>等 | SMBC信用保証<br>株式会社 | 東京都港区      | 百万円<br>187,720 | 信用保証業     | %<br>直接被所有 0.44<br>間接被所有 - |    |          |
|           |                  | 関係内容       |                | 取引の内容     | 取引金額                       | 科目 | 期末<br>残高 |
|           |                  | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係     |           |                            |    |          |
| -         | 銀行<br>業務         | 営業取引       | 百万円<br>30,000  | 譲渡性<br>預金 | 百万円<br>-                   |    |          |

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 一般の取引先と同様に決定しております。
2. 営業取引の取引金額は、満期による払戻金額であります。

| 属性       | 会社名                     | 住所              | 資本金        | 事業の内容        | 議決権等の所有割合                 |    |          |
|----------|-------------------------|-----------------|------------|--------------|---------------------------|----|----------|
| 子会社      | みなとビジネス<br>サービス<br>株式会社 | 神戸市中央区          | 百万円<br>20  | 事務処理代行業<br>他 | %<br>直接所有 100.0<br>間接所有 - |    |          |
|          |                         | 関係内容            |            | 取引の内容        | 取引金額                      | 科目 | 期末<br>残高 |
|          |                         | 役員の<br>兼任等      | 事業上<br>の関係 |              |                           |    |          |
| 転籍<br>4人 | 銀行<br>業務                | 無形固定資産の<br>購入取引 | 百万円<br>200 | ソフト<br>ウェア   | 百万円<br>160                |    |          |

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 一般の取引先と同様に決定しております。

# 連結財務諸表の作成方針

## 1. 連結の範囲に関する事項

### ①連結される子会社及び子法人等 8社5組合

主要な会社名

みなとビジネスサービス株式会社

みなとモーゲージサービス株式会社

みなと保証株式会社

みなとリース株式会社

株式会社みなとカード

みなとシステム株式会社

みなとキャピタル株式会社

Minato Preferred Capital Cayman Limited

ほか投資事業有限責任組合 5組合

### ②非連結の子会社及び子法人等

該当ありません

## 2. 持分法の適用に関する事項

### ①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません

### ②持分法適用の関連法人等

該当ありません

### ③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません

### ④持分法非適用の関連法人等

該当ありません

## 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

### ①連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 8社

12月末日 5組合

### ②連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

## 4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

# 連結貸借対照表

平成21年3月31日現在

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
|----------------|-----------|-------------------|-----------|
| (資産の部)         |           | (負債の部)            |           |
| 現金預け金          | 43,514    | 預 金               | 2,618,360 |
| コールローン及び買入手形   | 28,323    | 譲 渡 性 預 金         | 2,706     |
| 買入金銭債権         | 6,138     | コールマネー及び売渡手形      | 1,000     |
| 商品有価証券         | 512       | 債券貸借取引受入担保金       | 16,096    |
| 有価証券           | 467,716   | 借 用 金             | 57,594    |
| 貸 出 金          | 2,246,432 | 外 国 為 替           | 105       |
| 外 国 為 替        | 5,564     | 社 債               | 5,000     |
| リース債権及びリース投資資産 | 6,855     | そ の 他 負 債         | 59,784    |
| そ の 他 資 産      | 30,535    | 賞 与 引 当 金         | 790       |
| 有形固定資産         | 35,038    | 退 職 給 付 引 当 金     | 3,842     |
| 建 物            | 14,931    | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 234       |
| 土 地            | 17,460    | 預 金 払 戻 引 当 金     | 576       |
| 建設仮勘定          | 3         | 支 払 承 諾           | 18,103    |
| その他の有形固定資産     | 2,642     | 負債の部合計            | 2,784,195 |
| 無形固定資産         | 3,755     | (純資産の部)           |           |
| ソフトウェア         | 2,703     | 資 本 金             | 27,484    |
| その他の無形固定資産     | 1,052     | 資 本 剰 余 金         | 49,483    |
| 繰延税金資産         | 19,153    | 利 益 剰 余 金         | 11,704    |
| 支払承諾見返         | 18,103    | 自 己 株 式           | △ 121     |
| 貸倒引当金          | △ 38,726  | 株 主 資 本 合 計       | 88,551    |
|                |           | その他の有価証券評価差額金     | △ 512     |
|                |           | 繰延ヘッジ損益           | 69        |
|                |           | 評価・換算差額等合計        | △ 442     |
|                |           | 少 数 株 主 持 分       | 613       |
|                |           | 純資産の部合計           | 88,721    |
| 資産の部合計         | 2,872,916 | 負債及び純資産の部合計       | 2,872,916 |

# 連結損益計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目              | 金      | 額      |
|------------------|--------|--------|
| 経常収益             |        | 74,801 |
| 資金運用収益           | 55,390 |        |
| 貸出金利息            | 49,788 |        |
| 有価証券利息配当金        | 4,580  |        |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 260    |        |
| 買現先利息            | 85     |        |
| 債券貸借取引受入利息       | 8      |        |
| 預け金利息            | 1      |        |
| その他の受入利息         | 665    |        |
| 役務取引等収益          | 12,137 |        |
| その他の業務収益         | 5,538  |        |
| その他の経常収益         | 1,735  |        |
| 経常費用             |        | 83,809 |
| 資金調達費用           | 8,644  |        |
| 預金利息             | 6,507  |        |
| 譲渡性預金利息          | 122    |        |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | 0      |        |
| 債券貸借取引支払利息       | 67     |        |
| 借入金利息            | 1,682  |        |
| 社債利息             | 125    |        |
| その他の支払利息         | 138    |        |
| 役務取引等費用          | 3,208  |        |
| その他の業務費用         | 2,603  |        |
| 営業経常費用           | 35,242 |        |
| その他の経常費用         | 34,109 |        |
| 貸倒引当金繰入額         | 31,346 |        |
| その他の経常費用         | 2,763  |        |
| 経常損失             |        | 9,007  |
| 特別利益             |        | 35     |
| 固定資産処分益          | 1      |        |
| 償却債権取立益          | 34     |        |
| 特別損失             |        | 922    |
| 固定資産処分損失         | 695    |        |
| 減損損失             | 226    |        |
| 税金等調整前当期純損失      |        | 9,894  |
| 法人税、住民税及び事業税     | 174    |        |
| 法人税等調整額          | △ 592  |        |
| 法人税等合計           |        | △ 418  |
| 少数株主損            |        | 163    |
| 当期純損             |        | 9,312  |



| 科 目        | 金 額             |
|------------|-----------------|
| 繰延ヘッジ損益    |                 |
| 前期末残高      | △ 50            |
| 当期変動額      |                 |
| 株主資本以外の項目の |                 |
| 当期変動額(純額)  | 120             |
| 当期変動額合計    | <u>120</u>      |
| 当期末残高      | <u>69</u>       |
| 評価・換算差額等合計 |                 |
| 前期末残高      | △ 454           |
| 当期変動額      |                 |
| 株主資本以外の項目の |                 |
| 当期変動額(純額)  | 11              |
| 当期変動額合計    | <u>11</u>       |
| 当期末残高      | <u>△442</u>     |
| 少数株主持分     |                 |
| 前期末残高      | 794             |
| 当期変動額      |                 |
| 株主資本以外の項目の |                 |
| 当期変動額(純額)  | △ 181           |
| 当期変動額合計    | <u>△ 181</u>    |
| 当期末残高      | <u>613</u>      |
| 純資産合計      |                 |
| 前期末残高      | 99,852          |
| 当期変動額      |                 |
| 剰余金の配当     | △ 1,642         |
| 当期純損失      | △ 9,312         |
| 自己株式の取得    | △ 6             |
| 株主資本以外の項目の |                 |
| 当期変動額(純額)  | △ 170           |
| 当期変動額合計    | <u>△ 11,131</u> |
| 当期末残高      | <u>88,721</u>   |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

## 1. 会計処理基準に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等（時価のある株式については連結決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 減価償却の方法

#### ①有形固定資産

当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、その他については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

|     |        |
|-----|--------|
| 建 物 | 8年～50年 |
| その他 | 2年～20年 |

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

#### ②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可

能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は36,904百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

|          |                                                                          |
|----------|--------------------------------------------------------------------------|
| 過去勤務債務   | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理                               |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理 |

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員含む）への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 預金払戻引当金の計上基準

預金払戻引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当連結会計年度末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(12) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（リース取引に関する会計基準）

・貸手の会計処理

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されるこ

とになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。また、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法によっております。なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末日における固定資産の減価償却累計額控除後の額を契約額とし、期首に契約したのものとしてリース投資資産に計上する方法によっております。

これにより、従来の方法に比べ、リース投資資産が6,572百万円増加しております。また、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度よりリース取引の売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法としており、従来の方法によった場合に比べて、経常収益及び経常費用が2,604百万円それぞれ減少しております。

- ・借手の会計処理  
該当ありません。

#### 追加情報

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、連結決算日の市場価格をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号 平成20年10月28日)を踏まえ、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ「有価証券」が3,503百万円増加、「繰延税金資産」が1,423百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が2,079百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

## 注記事項

### (連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は16,682百万円、延滞債権額は64,876百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は498百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,087百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は86,144百万円であります。  
なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、37,014百万円であります。
- ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、連結貸借対照表に計上した額は、26,608百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  

|       |           |
|-------|-----------|
| 有価証券  | 64,939百万円 |
| 預け金   | 0百万円      |
| その他資産 | 91百万円     |

  
担保資産に対応する債務  

|             |           |
|-------------|-----------|
| 預金          | 5,468百万円  |
| コールマネー      | 1,000百万円  |
| 債券貸借取引受入担保金 | 16,096百万円 |

  
上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券53,447百万円及びその他資産（手形交換所保証金等）57百万円を差し入れております。  
また、その他資産のうち保証金は3,818百万円あります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、487,816百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が479,576百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 18,771百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。
12. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は22,990百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 214円64銭

（連結損益計算書関係）

1. 1株当たり当期純損失金額 22円68銭
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
3. 「その他経常収益」には、部分直接償却取立益748百万円を含んでおります。
4. 「その他の経常費用」には、株式等償却1,502百万円、債権売却損249百万円及び貸出金償却248百万円を含んでおります。
5. 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック（連携して営業を行っている営業店グループ）をグルーピングの単位として取扱っており、連結される子会社及び子法人等は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。当行では、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。

上記の固定資産のうち、以下の資産については、店舗廃止及び移転による遊休化により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額226百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

| 場所        | 用途 | 種類      | 減損損失額<br>(百万円) |
|-----------|----|---------|----------------|
| 兵庫県明石市    | 遊休 | 土地及び建物等 | 169            |
| 兵庫県神戸市兵庫区 | 遊休 | 建物等     | 57             |
| 計         |    |         | 226            |

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

|       | 前連結会計年度<br>末株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末株式数 | 摘要 |
|-------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|----|
| 発行済株式 |                 |                  |                  |                 |    |
| 普通株式  | 410,940         | —                | —                | 410,940         |    |
| 種類株式  | —               | —                | —                | —               |    |
| 合計    | 410,940         | —                | —                | 410,940         |    |
| 自己株式  |                 |                  |                  |                 |    |
| 普通株式  | 412             | 37               | —                | 449             | 注  |
| 種類株式  | —               | —                | —                | —               |    |
| 合計    | 412             | 37               | —                | 449             |    |

注. 増加の要因は単元未満株式の買取によるものであります。

2. 配当に関する事項

当連結会計年度中の配当金支払額

| (決議)       | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たりの金額 | 基準日        | 効力発生日      |
|------------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 平成20年6月27日 | 普通株式  | 1,642百万円 | 4円       | 平成20年3月31日 | 平成20年6月30日 |
| 定時株主総会     | 種類株式  | —        | —        | —          | —          |

なお、配当原資は、利益剰余金であります。

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月12日

株式会社 みなと銀行  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 谷 紀 之 ㊤  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 常 本 良 治 ㊤  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 河 崎 雄 亮 ㊤  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みなと銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 5月12日

株式会社 みなと銀行  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 谷 紀 之 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 常 本 良 治 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 河 崎 雄 亮 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社みなと銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みなと銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容  
 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、監査部、内部統制所管部室その他の使用人、親会社等の監査役その他の者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、監視及び検証いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については取締役等及びあずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかどうかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、整備の状況を確認いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
    - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
    - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
    - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
 なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥がない旨の報告を取締役等及びあずさ監査法人から受けております。
  - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められます。
  - (3) 連結計算書類の監査結果  
 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められます。

平成21年 5月12日

株式会社 みなと銀行 監査役会

|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 常勤監査役 | 庵 原 敬 吾 | Ⓔ |
| 常勤監査役 | 今 橋 正 隆 | Ⓔ |
| 監 査 役 | 岡 田 信 吾 | Ⓔ |
| 監 査 役 | 津 田 貞 吾 | Ⓔ |
| 監 査 役 | 長 手 務   | Ⓔ |

(注) 監査役岡田信吾、監査役津田貞之及び監査役長手務は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）が平成21年1月5日付で施行されたことに伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法の施行により、当行定款の株券を発行する旨の条文（現行定款第7条）およびこれに伴い無効となった単元未満株券の不発行に関する条文（現行定款第9条第2項）を削除するものであります。
- (2) 決済合理化法の施行により、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当行定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法の施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容はつぎのとおりであります。

（下線は変更部分）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（目 的）</p> <p>第2条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) }<br/>                     (2) } (条文省略)<br/>                     (3) }<br/>                     (4) }</p> <p>(5) 前各号の業務のほか銀行法、担保附社債信託法、<u>社債等登録法</u>その他の法律により銀行が営むことのできる業務</p> <p>(6) (条文省略)</p> | <p>（目 的）</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) }<br/>                     (2) } (現行どおり)<br/>                     (3) }<br/>                     (4) }</p> <p>(5) 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>その他の法律により銀行が営むことのできる業務</p> <p>(6) (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株券の発行)<br/> <u>第7条 当銀行は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)<br/> <u>第8条 (条文省略)</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)<br/> <u>第9条 (条文省略)</u><br/> <u>2. 当銀行は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)<br/> <u>第10条 当銀行の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br/> (1) }<br/> (2) } (条文省略)<br/> (3) }</p> <p>(株主名簿管理人)<br/> <u>第11条 (条文省略)</u><br/> 2. (条文省略)<br/> 3. 当銀行の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に</p> | <p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)<br/> <u>第7条 (現行どおり)</u></p> <p>(単元株式数)<br/> <u>第8条 (現行どおり)</u><br/> <u>2. (削除)</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)<br/> <u>第9条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) }<br/> (2) } (現行どおり)<br/> (3) }</p> <p>(株主名簿管理人)<br/> <u>第10条 (現行どおり)</u><br/> 2. (現行どおり)<br/> 3. 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>委託し、当銀行においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)<br/>第12条 (条文省略)</p> <p>(基準日)<br/>第13条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(優先配当金)<br/>第14条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき年45円を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金(以下「優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該3月31日に</p> | <p>(株式取扱規則)<br/>第11条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)<br/>第12条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(優先配当金)<br/>第13条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき年45円を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金(以下「優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該3月31日に</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>終了する事業年度中において、<br/>第15条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>                                                                                         | <p>終了する事業年度中において、<br/>第14条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>                                                                                       |
| <p>(優先中間配当金)</p> <p>第15条 当銀行は、第50条の中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において「優先中間配当金」という。）を支払う。</p> | <p>(優先中間配当金)</p> <p>第14条 当銀行は、第49条の中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において「優先中間配当金」という。）を支払う。</p> |
| <p>第16条～第26条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                         | <p>第15条～第25条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                        |
| <p>(種類株主総会)</p> <p>第27条 第23条および第26条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>                                                                                                                                     | <p>(種類株主総会)</p> <p>第26条 第22条および第25条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>                                                                                                                                     |
| <p>第28条～第51条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                         | <p>第27条～第50条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                        |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                     | <p>附則</p> <p>第1条 当銀行の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、こ</p>                                                                                                                                   |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                            |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <p><u>れを株主名簿管理人に委託し、<br/>当銀行においてはこれを取り扱<br/>わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22<br/>年1月5日まで有効とし、平成<br/>22年1月6日をもって前条およ<br/>び本条を削るものとする。</u></p> |

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役藪本信裕、尾野俊二、竹内健二、藤原博、太田敏郎の5氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、今西昭文氏は平成21年4月30日をもって取締役を辞任いたしておりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴<br>(地位及び担当並びに他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する株式数<br>の式数 |
|-------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 藪本信裕<br>(昭和20年5月19日生) | 昭和44年4月 株式会社神戸銀行入行<br>平成7年6月 株式会社さくら銀行調査部長<br>平成9年6月 同行取締役営業統括部長<br>平成10年4月 同行取締役チャンネル改革部長<br>平成11年6月 同行執行役員支店営業グループ副責任役員<br>平成11年10月 同行執行役員商業銀行ディビジョンカンパニーコンシューマーバンキンググループ副責任役員兼コンシューマー企画部長<br>平成12年4月 同行常務執行役員<br>大阪駐在役員<br>平成13年4月 当行専務執行役員<br>平成13年6月 当行専務取締役兼専務執行役員<br>平成18年6月 当行取締役頭取兼最高執行役員監査部担当<br>現在に至る                                    | 112,040株       |
| 2     | 尾野俊二<br>(昭和25年6月28日生) | 昭和48年4月 株式会社神戸銀行入行<br>平成13年4月 株式会社三井住友銀行姫路法人営業部長<br>平成14年6月 同行執行役員公共法人営業部長<br>平成15年6月 同行執行役員西日本第三法人営業本部長<br>平成16年4月 同行執行役員業務監査部長<br>平成17年6月 同行常務執行役員業務監査部、資産監査部副担当役員(西日本担当)、神戸担当<br>平成18年4月 同行取締役兼専務執行役員品質管理部担当役員、神戸担当<br>平成19年4月 同行取締役<br>平成19年5月 当行副頭取執行役員<br>平成19年6月 当行取締役副頭取兼副頭取執行役員<br>審査企画部、審査第一部、審査第二部、審査第三部、審査管理部、人事部、法人業務部業務渉外室担当<br>現在に至る | 23,000株        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)          | 略 歴<br>(地位及び担当並びに他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                                  | 所 有 する<br>行 株 式<br>の 数 |
|-----------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3         | 太田敏郎<br>(昭和2年5月20日生)   | 昭和55年8月 株式会社ノーリツ代表取締役社長<br>平成6年11月 神戸商工会議所副会頭<br>平成7年1月 株式会社ノーリツ代表取締役会長<br>平成11年4月 当行取締役(現職)<br>平成16年7月 株式会社ノーリツ名誉会長(現職)<br>現在に至る                                                                                                                             | 96,000株                |
| 4         | 正木誠司<br>(昭和27年10月4日生)  | 昭和51年4月 当行入行<br>平成4年4月 当行園田支店長<br>平成6年9月 当行総合企画部長<br>平成9年1月 当行営業推進部長<br>平成9年6月 当行取締役営業推進部長<br>平成13年6月 当行明石支店長<br>平成16年4月 当行大阪支店長兼大阪支店営業第一部長<br>平成16年6月 当行執行役員大阪支店長兼大阪支店営業第一部長<br>平成19年4月 当行執行役員審査部長<br>平成21年4月 当行常務執行役員<br>審査企画部、審査第一部、審査第三部副担当<br>現在に至る      | 0株                     |
| 5         | 森 薫<br>(昭和27年11月16日生)  | 昭和51年4月 株式会社太陽神戸銀行入行<br>平成8年6月 株式会社さくら銀行為替資金部<br>ロンドン室長<br>平成13年4月 株式会社三井住友銀行統合リスク<br>管理部市場管理室長<br>平成15年11月 当行証券国際部長<br>平成17年6月 当行執行役員証券国際部長<br>平成20年6月 当行常務執行役員市場金融部長<br>平成21年4月 当行常務執行役員<br>市場金融部、事務部、システム部<br>担当<br>現在に至る                                  | 5,000株                 |
| 6         | 後藤盛次<br>(昭和30年10月21日生) | 平成53年4月 株式会社太陽神戸銀行入行<br>平成11年4月 株式会社さくら銀行チャネル改革<br>部関西チャネル改革室長<br>平成13年6月 当行本店営業部営業第二部長<br>平成15年4月 当行尼崎支店長<br>平成17年6月 当行執行役員尼崎支店長<br>平成18年4月 当行執行役員本店営業部長<br>兼本店営業部営業第一部長<br>平成20年6月 当行常務執行役員本店営業部長<br>平成21年4月 当行常務執行役員<br>企画部、総務部、コンプライアンス<br>統括部担当<br>現在に至る | 0株                     |

- 注1. 取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 太田敏郎氏は、社外取締役の候補者であります。同氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 太田敏郎氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、現在、当行の社外取締役として適切な意見・提言をいただいていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 当行では、平成19年9月に社会福祉法人への融資案件に関する問題が発覚したほか、同年10月には元行員による業務上横領事件が発生しました。いずれの事案についても、太田敏郎氏は、報告に接するまで当該状況について認識しておりませんでした。取締役会に出席して内部管理態勢の構築ないし実行について意見を述べてきました。また、当該事実の発生後においては、取締役会において再発防止への取り組みの徹底を要請するとともにその監視に努めております。
  - (3) 在任期間は、平成11年4月より本定時株主総会終結の時をもって、10年3カ月であります。
  - (4) 当行は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、定款第36条（第1号議案による変更後の定款第35号）において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、太田敏郎氏は、当行との間で、責任限定契約を締結しており、同氏が取締役役に就任した場合には、社外取締役として当行との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容は次のとおりであります。
    - ・社外取締役が任務を怠ったことによって、当行に対し損害賠償責任を負う場合は、当該社外取締役が、職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役岡田信吾氏は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴<br>(地位及び担当並びに他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する株式数<br>の式数 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 岡田 信吾<br>(昭和20年9月7日生) | 昭和43年3月 日本生命保険相互会社入社<br>平成8年7月 同社取締役関連事業部長<br>平成11年3月 同社常務取締役関連事業部長<br>平成13年3月 同社常務取締役<br>平成14年3月 同社専務取締役本店法人営業本部長<br>平成14年6月 当行監査役(現職)<br>平成17年4月 日本生命保険相互会社代表取締役副社長 本店法人営業本部長<br>平成18年3月 同社取締役<br>平成18年6月 星光ビル管理株式会社代表取締役社長(現職)<br>平成18年7月 日本生命保険相互会社取締役退任現在に至る<br><br>(他の法人等の代表状況)<br>星光ビル管理株式会社 代表取締役社長 | 20,000株        |

- 注1. 岡田信吾氏は、星光ビル管理株式会社の代表取締役社長であり、当行は、同社に対して、当行の所有不動産(一部)の管理業務を委託しております。
2. 岡田信吾氏は、社外監査役の候補者であります。同氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 岡田信吾氏につきましては、企業経営に長年携わった経験と幅広い見識を有しており、現在、当行の社外監査役として適切な意見・提言をいただいていることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 当行では、平成19年9月に社会福祉法人への融資案件に関する問題が発覚したほか、同年10月、元行員による業務上横領事件が発生しました。いずれの事案についても、岡田信吾氏は、報告に接するまで当該状況について認識しておりませんでした。取締役会及び監査役会に出席して内部管理態勢の構築ないし実行について意見を述べてきました。また、当該事実の発生後においては、取締役会に対して、他の監査役とともに再発防止に向けた提言を行うなど、内部管理態勢強化に資する活動を行っております。
  - (3) 岡田信吾氏が日本生命保険相互会社取締役退任直後の平成18年7月に、同社の保険金等の支払管理態勢等に関し金融庁から業務改善命令を受けました。
  - (4) 在任期間は、平成14年6月より本定時株主総会終結の時をもって、7年であります。
  - (5) 当行は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、定款第44条(第1号議案による変更後の定款第43条)において、社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、岡田信吾氏は、当行との間で、責任限定契約を締結しており、同氏が監査役に就任した場合には、社外監査役として当行との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容は次のとおりであります。
    - ・社外監査役が任務を怠ったことによって、当行に対し損害賠償責任を負う場合は、当該社外監査役が、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

#### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了となります取締役竹内健二、藤原博及び平成21年4月30日をもって取締役を辞任いたしました今西昭文の3氏に対し、株主の皆様のご賛同を得て当行役員退職慰労金規程に基づき退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。また、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、当行役員退職慰労金規程につきましては、本店に備え置き株主の皆様の閲覧に供しております。

各氏の略歴は次のとおりであります。

| 氏名   | 略歴                                                           |
|------|--------------------------------------------------------------|
| 竹内健二 | 平成17年6月 当行常務取締役<br>平成18年6月 当行専務取締役<br>平成21年4月 当行取締役<br>現在に至る |
| 藤原博  | 平成17年6月 当行常務取締役<br>平成21年4月 当行取締役<br>現在に至る                    |
| 今西昭文 | 平成18年6月 当行常務取締役<br>平成21年4月 当行取締役<br>平成21年4月 辞任               |

以上

## 定時株主総会会場のご案内

会 場 神戸市中央区三宮町 2丁目 1番 1号

当行本店 9階会議室

電話番号 078(331)8141 (大代表)

### ●会場付近の略図

